

## 豪雨災害に遭った納税者の利便性向上へ

### 武雄税務署長から感謝状をいただきます

令和元年8月に九州の広範囲を襲った豪雨災害。被害に遭われた方の税の申告の利便性向上のために、本市総務部税務課が行った取り組みに対し、武雄税務署長より感謝状をいただくこととなりました。

災害等の被害を受けた方は、翌年に確定申告をすることによって「雑損控除」という控除を適用することができます。

武雄市税務課では昨年の豪雨災害を受け、被災された方の確定申告にかかる負担の軽減を図るため、雑損控除の適用に必要な「損失額の計算書」を作成し、確定申告がはじまる前に対象の方へお渡しするという取り組みを行っておりました。

令和元年12月から令和2年1月にかけて集中的に行ってきた上記の取り組みにより、武雄市における納税者の利便性向上、税務行政の円滑な運営につながったとして、鶴崎隆美武雄税務署長から武雄市税務課長へ対し、感謝状が贈呈されます。

#### 【武雄税務署長からの感謝状贈呈】

- 日時 令和2年11月16日(月) 9:30～
- 場所 武雄市役所 4階 応接室

— 本件に関するお問い合わせ先 —

武雄市総務部税務課 TEL 0954-23-9220